

令和7年度 第2回長久手市都市計画審議会 議事録

議 事 概 要	
会議の名称	第2回長久手市都市計画審議会
開催日時	令和8年3月16日(月)午後3時から午後4時30分まで
開催場所	長久手市役所 西庁舎3階 研修室
出席委員	<p>【学識経験のある者】 浅野純一郎、武田美恵、松宮朝</p> <p>【議会の議員】 伊藤真規子、大島令子、ささせ順子、富田えいじ</p> <p>【市民】 加藤麻穂</p>
欠席者氏名	松本幸正
事務局出席者	<p>【事務局】 建設部長、同部次長 都市計画課長、都市計画係長、同係主任、同係主事 みどりの推進課長、同課課長補佐兼農政係長、同課緑化推進係長 教育部 中央図書館長 くらし文化部次長（地域共生、観光商工、生涯学習担当）兼生涯学習課担当課長（事業、施設担当）兼文化の家館長、 生涯学習課長、同課課長補佐（スポーツ担当）兼スポーツ係長、 同課施設係長</p>
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<p>【議案審議】 ○第1号議案（諮問） 長久手市都市計画マスタープランの部分改定について ○第2号議案（付議） 名古屋都市計画教育文化施設（長久手市文化の家）の変更（長久手市決定） ○第3号議案（付議） 名古屋都市計画公園（桧ヶ根公園）の変更（長久手市決定）</p>
問 合 先	長久手市建設部都市計画課 内線324

1 開会

2 あいさつ

建設部 都市計画課課長より挨拶

3 議案審議

○第1号議案（諮問）

長久手市都市計画マスタープランの部分改定について

（会長）参考資料2（第1回都市計画審議会資料からの変更箇所 一覧）がありますが、前回の審議会での意見を踏まえて参考資料を修正しているようです、都市計画マスタープラン本編にはこの修正は反映されていないということでもよろしいですか。

→（事務局）本改定案の説明に使用している資料については、その点の記載が薄かったことから、記載内容を修正し、本改定の意義等を明確にしたものです。委員からの意見については、既に本改定案の考え方に含まれた記載になっているものと考えています。

（会長）意見については、今後整備等の事業を進める際に考慮いただけると良い。

（委員）本審議会の委員となっている議員4名は、議会代表として選出され参加しています。

まず、本市の財政状況は非常に厳しい状況であり、事業総点検等を実施し、色々な事業を縮小しています。

現在の都市計画マスタープランや土地利用計画において、長久手市役所の周辺が、「都市機能複合拠点/防災拠点」となっていますが、現市長が就任したときに、この拠点の中でどのあたりに新体育館と新庁舎を配置するか、整備に向けた手続きの検討を愛知県とも協議し、そのようなプランまでであったにもかかわらず、何も具体的に進んでないという状況を私達は見てまいりました。

本件については、富田議員も議会の一般質問で取り上げたことで、他の議員も疑問を多く持ったため、先週の3月11日に議長が主催する全議員の打ち合わせ会の中で、議員全員が集まり、スポーツの杜を都市計画マスタープランに位置づけることについて議論しました。その結果、位置づけるのは今回でなくてもいいのではないかという意見が多数を占めました。

その根拠として、先日の委員会の中で、生涯学習課から現在実施中のスポーツの杜再整備基本計画で、再整備に係る概算費用を6月頃に公表すると説明を受けています。

そのため、概算費用が不明なまま、都市計画マスタープランに位置づけることは時期尚早ではないかと考え、本日の審議会ではなく、6月頃の概算費用の算出を待ってから検討しても遅くはないと協議をしました。

また、市が取得していない他人の土地を総合計画に記載があるからといって、都市計画マスタープランに位置づけるのはどうかという意見もありますし、予算規模が260億円ぐらいの小さな本市にとって、何十億というのは市民サービスが停滞することに繋がります。

（委員）先ほどの委員の発言のとおり、市長が新体育館や庁舎の建て替えを断念されたのは財政への強い危機感によるものではありませんでしたが、それを踏まえて伺おうと思います。スポーツの杜は老朽化が非常に進行しており、有料施設でありながら施設に不備がある状態で市民が利用しています。特に水回りの不備が多く、今後夏場は熱中症など、人の健康に影響を及ぼす事態も考えられます。私としては市民の方が施設を安心して使ってもらうことは非常に重要だと思っています。

そこで、今回都市計画マスタープランに位置づけないまま老朽化対策を進めることで、余分に費用がかかる等コスト的な問題が生じるとは思いますが、どういう形で老朽化した施設を修繕していく考えがありますか。

→（事務局）本件に係る検討の手順として、まず、都市計画マスタープランを改定し、その後、本

位置づけを基に都市計画施設として都市計画決定を目指しています。

都市計画施設として都市計画決定すれば、本再整備を都市計画事業として実施するため、都市計画事業認可を取得し、都市計画税の充当や各種補助金を活用しながら事業を進めていくことを検討しています。

そのため、本件を都市計画マスタープランに位置づけなければ、再整備を都市計画事業として進めることが出来ず、現状どおり一般財源からの支出で公有地化、修繕、改修等を進める必要があります。

(委員) スポーツの杜は借地ですが、都市計画事業として事業認可を取得し、都市計画税を充当しながら公有地化を進める前に、老朽化対策等に都市計画税を充当することは出来ますか。

→ (事務局) 借地であることで都市計画税を充当できないといったことはありません。そのため、公有地化、老朽化対策どちらが先行しても良いと考えますが、本件については、まず公有地化を目指すことを検討しています。

(委員) 現行の都市計画マスタープランには、既に複数箇所の拠点があり、本審議会でも、文化交流拠点における、長久手市文化の家と長久手市中央図書館を含む桜ヶ根公園の都市計画変更についての議案も上がっています。人口減少や物価高騰の時代にすべての拠点を拡大すると負担しきれなくなることを危惧しています。

そこで、どの拠点から進めるのか、どの程度の規模とするのかという重要度や優先度を、今後都市計画審議会以外の場で別途、検討、判断、意見などできる場はあるのでしょうか。市は、その辺をどのように進めたいのですか。都市計画マスタープランに位置づけたらそのまま粛々と進んでしまうのですか。

→ (事務局) 都市計画マスタープランに拠点として位置づける理由は、将来の本市の目指す都市の姿を形成するのに必要な機能・施設等を拠点として位置づけるものであると考えています。そのため、各拠点に優劣はなく、すべて必要なものであるため、位置づけの際に優先度を検討するものではないと考えます。

また、都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけという計画論と、実際に整備をする際の具体的な整備内容、予算規模等の実施段階における検討とは区別されるものと考えます。

したがって、各拠点の内、整備を必要とする施設の優先度等を検討する場合は、都市計画マスタープランに拠点を位置づける際ではなく、実際の整備内容、予算規模等を検討する、将来的な段階での検討となり、そのような段階では予算の議決等優先度を議論する機会はあるものと考えます。

このようなことから、都市計画マスタープランに位置づけたことで、即時的に事業が進んでいくものではないと考えています。

(委員) 「スポーツの杜に機能を集約」と記載があるが、市内の屋外スポーツ施設をすべてここに集約すると決まっているのか、それとも何を集約するのか、何を集約しないのかについて今後検討できますか。

→ (事務局) 菖蒲池のテニスコート等の集約を検討しています。今後は、利用者目線に立って、どの施設を集約していくべきか等について市民意見を踏まえ検討していく必要があると考えています。

(委員) どのように市民意見を集めますか。

→ (事務局) 令和5年度、令和6年度にアンケートを実施した経緯があります。ただし、諸条件が中々お示しできなかつたことや時代に応じて結果が変わっていく傾向があるため、より詳細に、例えば市民アンケートや、テニスコートを使用する市民団体にも相談することを考えています。

(委員) 今回屋外スポーツ施設を集約化することでより良くなるのでしょうか。予算とは別に、利用率の向上等の見通しはあるのでしょうか。

おそらく長久手市では、大学の施設をいろいろ活用していこうという話もあると思います。それは、ある種施設を分散させながら、既存の施設を有効利用しようという動きであり、今回は集約化であるため、逆のことをしているようにも見受けられるため、教えてください。

→ (事務局) 大学施設の活用は大変ありがたい話ではありますが、まず、行政サイドの課題として、市の施設が分散していることで修繕・運営コストが割高となり、適正な管理が困難となる状況があります。そのため、集約化することでコストを最適化し、適正な管理に努めることが可能となります。

また、集約化と併せ、レクリエーション機能を持たせることで、今までスポーツに触れる機会のなかった人の運動習慣の創出につながるものと考えています。そのような再整備を実施することで、本市住民の健康寿命の延伸にも寄与出来るものと考えています。

(委員) どのような施設でも、今の場所がいい人、悪い人がいます。スポーツの杜再整備のイメージは総合運動公園であって、単にテニスだけしたい人が訪れる場所ではなく、テニスをしに行ったその先に交流の場が生まれる等の相乗効果が可能となるのであれば素晴らしい計画だと思います。

また、世の中の流れとして、施設を集約化は避けられないと思うので、やはり管理の検討は効率化を図る上で必要なプロセスではないかと思います。

→ (事務局) 施設を集約することで、集約前にはなかったナイター利用が可能となる等の機能向上も併せて検討しています。また、交流を生み出すことを目的に、各施設の多目的化についても検討していきたいと考えています。

(会長) 議会選出の委員は、予算や事業規模に係る財政的な観点から、今後の整備に疑義をお持ちであると考えます。ただ、本件について検討しなければならない点は、拠点として整備される機能がよりよくなる位置や規模感等について、あるいは、今後のプロセスの透明性が確保されているか等についてであります。

そのため、改めて確認しますが、屋外スポーツレクリエーション施設は、長久手市にあるべきという点は反対されないと考えて良いでしょうか。

→ (委員) その部分に関しては問題ありません。集約するのは基本賛成です。

ただ、スポーツの杜再整備には公有地化、芳しくない財政状況での高額な予算規模等、2つも3つも越えるべき壁があると考えており、そのような意味で大手を振って賛成しにくいと考えています。

(委員) 今年度、スポーツの杜再整備基本計画に5千万円程度の委託を発注しており、もうすぐ成果物が出来ると思われます。また、公有地化に反対してる地権者もいます。そのような中で、都市計画マスタープランに位置づけるということは買うということに約束するようになるので

はないかと心配があります。また、都市計画税は魅力ある改修にしか使えないとも聞いているため、私は、スポーツの杜再整備基本計画の成果物を見たあとでも都市計画マスタープランに位置づけるのは遅くはないのではないかと思います。

(会長) 議会選出の委員の予算規模、今後の整備等に課題を抱えている等の意見も必要な指摘であり、議事録に記録されるため、事務局においては引き続き留意するようお願いいたします。

そのような点を踏まえた上での採決と考えてください。

(委員) 本件は諮問であり、採決ではないとの説明だったと思いますが。

→ (事務局) 諮問は都市計画審議会からの意見を求めるものですが、審議会として意見をまとめていただく必要があるため、採決というプロセスを経て決めていただきたいと思います。

長久手市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。」と規定されています。付議では、この規定に基づき採決しますが、諮問についてもこの考え方を準用し、審議会の意見を採決し、答申いただきたいということです。

(会長) 原案について、市が審議会としての意見を答申いただきたいというものであり、その答申内容について採決いただくということです。

前提としては、今回の都市計画マスタープランの改定の原案について、妥当かどうか判断をしていただきたい。賛成の場合は挙手、挙手されない場合は反対としたいと思います。

(委員) 都市計画マスタープランというものがまずあり、その中で、スポーツの杜周辺を拠点として位置づけることについて、採決を取るというもので良いでしょうか。

→ (会長) そうです。

(委員) パブリックコメントを見ると、そもそも必要ないといった意見もあるように見受けられますが、現時点では、スポーツの杜をなくすかどうかの議論ではないということですか。

→ (会長) そうです。あくまで、都市計画マスタープランに拠点として位置づけることの原案が妥当かどうかの採決です。

(会長) 今までの意見をまとめますと、スポーツの杜の再整備については、懸案事項が様々あることから、付帯意見という形で残しますが、原案については都市計画の技術的に問題はないと考えます。

(会長) それでは採決します。第1号議案につきまして、付帯意見を付した上で、原案を「適当と認める」ことに賛成いただける方は挙手をお願いします。

～挙手多数～

(会長) 採決の結果、賛成多数により、付帯意見を付した上で、原案を「適当と認める」答申とします。

○第2号議案（付議）

名古屋都市計画教育文化施設（長久手市文化の家）の変更（長久手市決定）

○第3号議案（付議）

名古屋都市計画公園（桧ヶ根公園）の変更（長久手市決定）

（委員）桧ヶ根公園と中央図書館が、都市計画決定後に一体的な利用がないとこの計画の意義は無いと思うが、現在どのような改修を検討しているかわかる範囲で教えて欲しい。

→（事務局）将来的にどのような改修をするのかについては、現在、基本設計をしているところであり、引き続き検討中です。基本設計の中では、文化の家・図書館・桧ヶ根公園が文化交流拠点と位置づけられていることを踏まえ、文化交流拠点エリアの魅力向上を目指す住民ワークショップも実施し、ワークショップでの意見も踏まえ基本設計の中で検討を進めています。

（委員）外で本を読めたりするような、魅力向上が都市計画税の活用に必要なですか。

→（事務局）必ずしもそうではありません。ただし、本件の目的の一つに、文化交流拠点としての位置づけがありながら、各施設個別での利活用にとどまっており、エリアとしての利活用が進んでいない状況があります。そのため、各施設の魅力向上、親和性向上を目指すことで、より魅力的な文化交流拠点の形成を図ることとして、両施設の都市計画決定手続きを進めています。したがって、本件については、魅力向上に資する改修等にも都市計画税を充当しながら進めていくことを検討しているものです。

（委員）桧ヶ根公園の都市計画法第17条に規定する縦覧時の理由書を読むと、桧ヶ根公園は芝生広場でのスポーツ教室、ゴムチップ製のバスケットコート等により既に一定の賑わいがあると記載されています。

この公園の賑わいを創出するという点においては、新設整備等だけでなく、このような既存施設をきれいな状態に改修してくことも必要と考えるが、実施予定はありますか。

→（事務局）都市計画決定は、必要な規模、区域等を定めるものであり、具体的な修繕時期については今後の検討となります。

ただ、本件は、先の魅力向上だけでなく、両施設を都市に必要な機能であることを明確にするため都市計画に位置づけ、将来にわたって必要な管理、運営を実施していくため、老朽化対策、長寿命化等を進めていくことも目的の一つとしています。

（会長）それでは採決とする。第2号議案につきまして、原案どおり可決してよろしいか。

～一同挙手～

（会長）採決の結果、出席委員全員が賛成されたので、原案のとおり可決します。

（会長）続いて、第3号議案につきまして、原案どおり可決してよろしいか。

～一同挙手～

（会長）採決の結果、出席委員全員が賛成されたので、原案のとおり可決します。

皆様ご審議ありがとうございました。それでは、進行を事務局へ戻します。

(事務局) 皆様ありがとうございました。以上で、令和7年度 第2回長久手市都市計画審議会を終了いたします。

以上